

最良執行方針

クレディ・スイス銀行東京支店

この最良執行方針は、クレディ・スイス銀行東京支店（以下「当支店」といいます。）が金融商品仲介業務を行うにあたって、金融商品取引法第40条の2第1項の規定に従い、お客様にとって最良のお取引の条件で執行するための方針および方法を定めたものです。当支店では、お客様から以下の対象銘柄の注文を受託する際に、お客様からの取引の執行方法に関するご指示がない場合には以下の方針に従い執行することとします。

第一条 対象となる有価証券

国内の取引所金融市場内に上場されている株券、新株予約権付社債券、ETF(株価等指数等連動型投資信託受益証券)、REIT(不動産投資信託の投資証券)等、金融商品取引法施行令第16条の6に規定される「上場株券等」で、当支店の金融商品仲介業務の委託金融商品取引業者であるクレディ・スイス証券株式会社において取り扱っている銘柄が対象です。

なお、同社では、当面の間グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄である株券、新株予約権付社債券その他の金融商品取引法第67条の18第4号に規定される「取扱有価証券」については、取り扱いたしません。

第二条 最良のお取引の条件で執行するための方法

当支店は金融商品仲介業務としてお客様の注文を取り扱うこととしております。従いまして、お客様から頂いた上場株券等に係る注文はすべてクレディ・スイス証券株式会社に取り次ぐこととします。クレディ・スイス証券株式会社では同社の定めた執行方針に基づき執行を行います(同社の最良執行方針を御参照下さい。)

第三条 当該方法を選択する理由

当支店は金融商品仲介業務を行うため、委託金融商品取引業者に注文を取り次ぐ方法しか採用できません。

第四条 その他

システム障害等により、やむを得ず、最良執行方針に基づいて選択する方法とは異なる方法により執行する場合がございます。その場合であっても、その時点で最良の条件で執行するよう努めます。

最良執行方針は価格のみならず、例えば、コスト・スピード・執行確実性などさまざまな要素を総合的に勘案して執行する義務となります。従って、価格のみに着目して事後的に最良でなかったとしても、それのみをもって最良執行義務の違反には必ずしもなりません。

以上